

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目
市民の健康づくり推進事業

特記事項	
中期計画-3.8の政策	<input type="radio"/>
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	<input type="radio"/>

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-3 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	87,125	10,593		686		75,846
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	84,585	7,413		663		76,509
増△減	2,540	3,180	0	23	0	△ 663

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	86,938	75,257	75,315
算 市債+一般財源	77,106	68,402	68,635
決 事業費	71,120	69,826	63,701
算 市債+一般財源	63,018	60,559	57,639

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	87,125	87,125
算 市債+一般財源	75,846	75,846

方針の確認/決裁
有 () 無

【事業の目的・必要性】

健康増進法に基づく市町村計画として策定した第2期健康横浜21を推進します。健康寿命を延伸し、いくつになっても自立した生活を送ることのできる市民を増やすことを目指して、生活習慣病予防等に取り組みます。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 「健康横浜21」推進事業

各関係機関・関係団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防のための普及・啓発事業を進めます。

1-1 第2期計画の推進に伴う事業

- (1) 健康横浜21推進会議及び検討部会の開催
- (2) 第2期計画の最終評価及び次期計画策定【新規】

1-2 取組テーマに沿った推進事業

- (1) 集団健康教育
「育ち・学びの世代」「働き・子育て世代」「稔りの世代」の3つのライフステージにおいて、食生活、歯・口腔、喫煙・飲酒、運動、休養の5分野で生活習慣を改善することにより行動目標を達成することを目指して事業を実施します。
- (2) 子育て世代の禁煙支援モデル事業
保護者の禁煙の動機付けと家庭内の子どもの受動喫煙防止を目的に、地域子育て支援拠点等の関係機関と連携し、啓発を実施します。
- (3) よこはま健康応援団
関連事業との連携など様々なアプローチを通じて登録店舗数を拡大し、健康増進に資する食環境の整備を進めます。
- (4) 休養・こころの取組【新規】
健康横浜21の5分野である「休養・こころ」についてメンタルヘルスに関する情報を広く周知することで早期発見・早期治療につなげます。

1-3 歯科口腔保健の推進

- (1) 歯科口腔保健計画
歯科口腔保健に関するデータを活用し、歯科口腔保健計画を策定します。
- (2) オーラルフレイル予防推進事業【拡充】
新しい概念であるオーラルフレイル予防の普及啓発のため、局・区において講演会等を行います。
- (3) 歯科口腔保健推進事業(旧歯周病予防教室)
教室の開催等により成人・高齢者の歯科疾患に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- (4) 障害児・者の歯科保健推進モデル事業【新規】
障害者通所施設におけるニーズの把握と口腔衛生指導等を実施します。
- (5) その他
歯科口腔保健推進事業(旧歯周病予防教室)、歯と口の健康週間、歯科衛生士の人材育成 等

2 地域人材育成・活動支援

地域における健康づくり活動を推進するため、その担い手となる人材を育成するとともに、活動を支援します。

- (1) 保健活動推進員事業
- (2) 食生活等改善推進員育成支援事業

3 健康づくり事業

区福祉保健センターにおいて、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を目的に、生活習慣病等の知識の普及や情報提供、対象者の状況に応じた個別健康相談や訪問指導等を行います。

また、健康増進計画の指標や評価の資料とする国民・健康栄養調査や歯科疾患実態調査を実施します。

(1) 健康相談・訪問指導等

生活習慣改善相談(福祉保健センターにおいて医師、管理栄養士、保健師等による個別相談)

訪問指導(保健師、管理栄養士、歯科衛生士による訪問指導)

全市一斉健康増進相談、健康手帳の交付

(2) 栄養関係事業

ア 国民健康・栄養調査

イ 特定給食施設指導

ウ 乳幼児食生活健康相談

(3) その他

機材整備・歯科疾患実態調査 等

【実績及び今後見込み】

○地域人材育成・活動支援

項目	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
ア 食生活等改善推進員(セミナー、地区活動)	712回	708回	690回	663回	800回	800回	800回
イ 保健活動推進員の活動(研修、会議含む)	17,750回	16,089回	13,652回	14,062回	15,000回	15,000回	15,000回

○健康づくり事業

項目	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
ア 生活習慣改善相談	582回	786回	784回	804回	800回	800回	800回
イ 訪問指導(保健師)	610回	758回	589回	589回	720回	720回	720回
イ 訪問栄養指導	32回	42回	31回	22回	50回	50回	50回
ウ 訪問口腔指導	85回	97回	102回	95回	120回	120回	120回
エ 健康手帳の交付	5,645冊	5,647冊	4,777冊	4,722冊	6,000冊	6,000冊	6,000冊
エ 歯科口腔保健推進事業(旧歯周病予防教室)	621回	651回	664回	588回	600回	600回	600回
オ 給食施設巡回指導	422件	524件	427件	407件	500件	500件	500件
給食施設数	1,833施設	1,837施設	1,775施設	1,827施設	1,800施設	1,800施設	1,800施設

○集団健康教育事業

項目	令和元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
ア 食生活(食習慣の改善)	50事業 (17区)	第2期計画に基づき全区で実施	第2期計画に基づき全区で実施	第2期計画に基づき全区で実施
イ 歯・口腔	588回 (18区) 【再掲】			
ウ 喫煙・飲酒(禁煙・分煙の推進)	164事業 (18区)			
エ 運動(身体活動・運動の定着)	31事業 (14区)			
オ 休養	13事業 (6区)			
カ がん検診	23事業 (10区)			
キ 特定健診	19事業 (8区)			

【 事業費の内訳 】

	令和3年度	令和2年度	差 引	説 明
1 健康横浜21推進事業	32,307	30,354	1,954	
1-1第2期計画の推進に伴う事業	3,255	7,539	△ 4,284	
(1)健康横浜21推進会議の開催	890	597	293	
(2)健康横浜21推進会議検討部会の開催	323	625	△ 302	
(3)よこはま健康アクション関係	0	15	△ 15	
(4)健康に関する市民意識調査	550	6,302	△ 5,752	市民意識調査終了のための減
(5)次期計画に係る経費	1,492	0	1,492	第2期計画の最終評価及び次期計画策定のため増
1-2取組テーマに沿った推進事業	7,468	8,979	△ 1,511	
(1)集団健康教育	2,893	2,977	△ 84	
(2)喫煙者への禁煙支援	4,003	4,260	△ 257	
(3)よこはま健康応援団	502	542	△ 40	
(4)運動習慣の定着	0	1,200	△ 1,200	事業終了のための減
(5)休養・こころの取組	70	0	70	
1-3歯科口腔保健の推進	21,584	13,836	7,748	会計年度任用職員の任用による増
2 地域人材育成・活動支援	33,594	34,055	△ 461	
(1)保健活動推進員事業	28,090	28,481	△ 391	
(2)食生活等改善推進員育成支援事業	5,504	5,574	△ 70	
3 健康づくり事業	21,224	20,176	1,048	
(1)健康相談・訪問指導等	5,427	5,079	348	
(2)栄養関係事業	10,970	10,922	48	
(3)その他	4,827	4,175	652	歯科疾患実態調査実施年のため増
合 計	87,125	84,585	2,540	

【 事業スケジュール 】

平成25年度 第2期健康横浜21計画スタート
 平成29年度 中間評価
 令和3年度 最終評価

【 事業開始年度 】

昭和58年度

【 根拠法令 】

健康増進法、地域保健法、食育基本法、栄養士法、母子保健法、歯科口腔保健法、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例、第2期健康横浜21、よこはま健康応援団事業実施要綱、横浜市訪問指導事業実施要綱、横浜市保健活動推進員規則、集団健康教育事業実施要綱

【 根拠とするデータ等 】

健康に関する市民意識調査、国民健康・栄養調査、国民生活基礎調査、県民歯科保健実態調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当
	室山 孝子	柏原 広樹	溝脇 啓子

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目
食育推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
12	2
15	1

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,973	296					1,677
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	2,988	0					2,988
増△減	△ 1,015	296	0	0	0	0	△ 1,311

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	2,264	1,940	4,040
算	市債+一般財源	2,264	1,940	4,040
決算	事業費	898	1,786	453
算	市債+一般財源	898	1,786	453

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	1,993	1,993
算	市債+一般財源	1,677	1,677

方針の確認/決裁
有 (平成22年9月決裁) ・無

【事業の目的・必要性】
平成28年度から令和2年度まで運用していた「第2期食育推進計画」を2年延長し、令和5年度から「健康横浜21」に一体化します。そのため、「第3期食育推進計画」の策定までの間、引き続き「第2期食育推進計画」を運用していくとともに、「第3期食育推進計画」の策定に向け食育推進計画検討部会を設置します。
また、食育に関連する具体的な事業を、各区及び各食育関連局（経済局、子ども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、教育委員会事務局）と連携して実施するとともに、民間団体・民間事業者等とも連携した食育を推進していきます。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
1 第2期食育推進計画の推進
・第2期横浜市食育推進計画の啓発を行います。
・区との連携を強化して、食育の周知・推進を図ります。
2 民間団体、民間事業者等との連携
・食育に関する具体的な事業を展開する民間団体、民間事業者等と連携して食育を周知・推進していきます。
・区配を活用して、区の食育活動の推進を支援します。
3 第3期横浜市食育推進計画の検討
・第3期横浜市食育推進計画の検討のため、食育推進計画検討部会を設置します。(年3回) 【新規】
※民間団体、民間事業者等の外部委員による付属機関。

【実績及び今後見込み】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度(予定)
第2期食育推進計画	計画推進	計画推進	計画推進	第3期計画の検討
横浜市食育フォーラム	2回	1回	2回	廃止。新たに食育推進計画検討部会設置。
食育推進計画検討部会	-	-	-	3回

【事業費の内訳】 (単位:千円)

項目	令和3年度	令和2年度	差引	説明
第2期食育推進計画推進	913	1,463	△ 550	食育イベントの実施等
食育推進計画検討部会の開催	608	0	608	食育推進計画検討部会の実施
食育フォーラムの開催	0	1,053	△ 1,053	食育フォーラムは廃止。新たに食育推進計画検討部会設置。
その他食育推進事業	452	472	△ 20	食育啓発物品等
合 計	1,973	2,988	△ 1,015	

【事業スケジュール】
・よこはま食育キャンペーン:10月
・食育推進計画検討部会の開催:7月、10月、2月
・食育イベントの開催:11月

【事業開始年度】
平成21年度(食育推進計画策定事業として)

【根拠法令】
食育基本法、横浜市食育推進計画

【根拠とするデータ等】
食育に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当
	室山 孝子	春日 潤子	杉田 瑠偉

(健康福祉局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目
スポーツ医科学センター運営事業

特記事項	
中期計画-3.8の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号
7	6

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-3 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料	その他	市債	一般財源
令和3年度	410,839	0	0	245	56,830	0	353,764
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	380,384			245	48,241		331,898
増△減	30,455	0	0	0	8,589	0	21,866

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	329,248	337,647	347,031
算 市債+一般財源	329,025	337,424	346,808
決 事業費	327,204	341,248	352,084
算 市債+一般財源	326,980	341,025	351,840

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	359,234	366,070
算 市債+一般財源	358,989	365,825

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技力の向上を図ることを目的とし、横浜市スポーツ医科学センターの管理運営を行う。
スポーツ医科学センターは、市内では唯一のスポーツ医科学の拠点である。超高齢社会に対応した「市民の健康づくりの推進」に寄与する当施設の重要性は今後ますます高まるものと考えられる。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 次の事業を通じて、市民の健康寿命の延伸に寄与する。
なお、令和3年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う損失補償を行う。
- (1) スポーツプログラムサービスの提供
 - (2) 運動療法に係る検査、診断及び指導
 - (3) スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成
 - (4) スポーツ医科学に関する研究
 - (5) スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供
 - (6) センターの施設の提供
 - (7) その他の前各号に準ずる事業

【実績及び今後見込み】

*過年度推移と今後の見込み

年度	28年度実績	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
施設利用人数	482,512人	297,836人	313,966人	300,154人	318,310人	315,127人
利用料金収入	475,965千円	492,617千円	486,453千円	464,554千円	502,454千円	499,584千円
指定管理料	305,901千円	312,482千円	318,661千円	345,676千円	361,233千円	398,747千円
本市負担率	39.1%	38.8%	39.6%	42.7%	41.8%	44.4%

※令和2年度及び3年度については、オリパラ損失補償額(指定管理事業分)を含む

【事業費の内訳】

項目	令和2年度	令和3年度	差引	備考
指定管理料	361,233	398,747	37,514	人件費及びオリパラ損失補償額の増額による増
委託費	19,000	12,092	△ 6,908	ESCO機器等更新費の減額による減
委員会関連費	151	0	△ 151	選定評価委員会の終了による減
計	380,384	410,839	30,455	

【事業スケジュール】

令和3年度から第4期指定期間開始(令和7年度まで)

【参考】指定期間について

第1期指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
第2期指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
第3期指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

【事業開始年度】

平成10年4月

【根拠法令】

横浜市スポーツ医科学センター条例、横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則

【根拠とするデータ等】

国民生活基礎調査(28年度)、健康に関する市民意識調査(28年度)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	菊池 潤	藤原 真以子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目 健康経営企業応援事業 (よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	3

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-3 3
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	4,822		49				4,773
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	6,470		3,235				3,235
増△減	△ 1,648	△ 3,186	0	0	0	0	1,538

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	5,081	5,542	7,007
算 市債+一般財源	2,540	2,771	3,504
決 事業費	5,081	4,847	4,944
算 市債+一般財源	1,803	2,519	2,473

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	4,822	4,822
算 市債+一般財源	4,773	4,773

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】

横浜市の就業人口は、167万人（平成27年国勢調査）であり、20歳から59歳の男女の約8割（平成29年就業状況基本調査）は就労していることから、企業が行う健康管理の在り方が本市の健康寿命の延伸の鍵を握っています。
また、第2期健康横浜21中間評価を踏まえてよこはま健康アクションStage2（平成30年度～）では、働き世代の健康づくりを強化することとし、健康経営（※1）をより推進しています。

（※1）「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

事業の推進にあたって、民間企業・団体等と協働して実施します。
令和3年度は、リンクワーカー（※2）を活用し、アウトリーチ型の普及啓発、事業所支援を実施するとともに、引き続き、facebook等を活用し、具体的な健康づくりの取組を情報提供することで「働く人」の健康づくりを推進します。
また、市内で健康づくり活動を展開する企業等（よこはまウェルネスパートナーズ登録企業等）と協働して、健康づくりに取り組む市民を増やし、健康づくりの社会環境づくりを進めます。本事業は、経済局と協働し実施します。

（※2）「リンクワーカー」とは、企業・個人に対して、健康経営や健康づくりについての行政サービス情報等を定期的かつ個別に提供し、地域資源（サービス）につなぐ役割を担う人

1 「健康経営」の概念の普及啓発

企業や事業所等を対象としたセミナーの開催やリーフレットの配布などを行い、健康経営の概念の普及啓発に取り組みます。

- (1) 健康経営セミナーの開催
産業保健総合支援センター、全国健康保険協会神奈川支部や連携協定締結企業等と連携し、企業や事業所等を対象に実施します。
- (2) リーフレットの配布
企業や関係団体等に、健康経営の概念等に関するリーフレットを配布します。

2 健康経営の推進

様々なツールを活用し、市内事業所が取り組む健康経営を推進します。

- (1) 横浜健康経営認証制度
 - ・健康経営に取り組む事業所を、健康づくりの取組レベルに応じて認証
 - ・産業保健総合支援センターと連携し、認証事業所のニーズに合わせた保健師や栄養士などの専門職派遣を充実化
 - ・facebook、Youtube等への動画掲載による認証事業所の取組紹介
- (2) よこはま企業健康推進員の養成・支援
セミナー等で得た情報を事業所内で共有し、企業の健康づくりを推進する人（よこはま企業健康推進員）を増やしていきます。
 - ・企業内の健康経営推進のためのツールの提供・配布
 - ・スキルアップセミナーの開催
- (3) よこはま企業健康マガジン
 - ・登録者に健康づくり情報をメールマガジンを通じて定期配信（月1回）
- (4) アウトリーチ型の普及啓発、事業所支援の強化
 - ・リンクワーカー事業推進検討会の開催
 - ・リンクワーカー養成研修の開催

3 よこはまウェルネスパートナーズ

平成27年度から、経済局と連携し、健康経営の推進とヘルスケアビジネスの発展等を目的とした企業・団体等とのネットワークを構築しています。

令和3年度も継続して「よこはまウェルネスパートナーズ」を運営し、さらに協働する企業・団体等を増やします。

また、健康づくりに関する情報提供や、健康関連事業を展開する企業PR、健康長寿分野における新産業の創設にもよこはまウェルネスパートナーズを活用します。

【実績及び今後見込み】

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		
健康経営の概念普及	経営セミナー	実施回数		20	6	5	4	5	5
		参加企業数(社)		1,155	1,150	863	668	1,000	1,000
健康経営の推進	健康経営認証制度	認証事業所累計		28	82	246	376	667	707
		新規		28	54	164	130	291	40
	よこはま企業健康推進員	参加企業数累計(社)		232	541	606	667	700	750
	よこはま企業健康マガジン	登録者数累計(人)		593	913	1,070	1,187	1,200	1,250
よこはまウェルネスパートナーズ(新規参加企業数)				69	106	210	158	50	50

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
健康経営の概念の普及啓発	80	170	△ 90	事務費
健康経営の推進	4,742	6,109	△ 1,367	認証制度、よこはま企業健康推進員等
ウェルネスパートナーズ	0	191	△ 191	企業、団体の連携と協働を推進
合計	4,822	6,470	△ 1,648	

【事業スケジュール】

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
健康経営の概念の普及啓発		開催調整		周知・開催	
健康経営の推進	認証制度	制度見直し・周知	認証事業所募集・支援	認証審査・認証	支援
	その他		周知・募集		
ウェルネスパートナーズ		周知・募集			

【事業開始年度】

平成26年度

【根拠法令】

健康増進法、労働安全衛生法

健康・医療戦略推進法第4条、「健康・医療戦略」

第2期健康横浜21

横浜市中期4か年計画2018～2021

【根拠とするデータ等】

横浜市景況・経営動向調査（平成30年12月実施 特別調査 健康経営について）

就業構造基本調査（【市内勤労者の年齢構成】）

横浜市将来人口推計

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当
	室山 孝子	春日 潤子	金子 睦美

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目 生活保護受給者等の健康支援事業 (よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	雑収入	市債	一般財源
令和3年度	56,779	42,580		1	0	14,198
補助事業						0
単独事業		補助率 %				0
令和2年度	26,101	19,574		3		6,524
増△減	30,678	23,006	0	△2	0	7,674

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	14,362	28,845	26,140
算市債+一般財源	3,549	7,191	6,534
決事業費	8,720	16,126	19,360
算市債+一般財源	582	636	△999

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	56,779	56,779
算市債+一般財源	14,198	14,198

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

平成25年12月の生活保護法一部改正により、「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、平成26年度より健康づくり及び生活保護担当部署が連携して、生活保護受給者の健康支援事業を実施しています。健診データに基づく地域ごとの被保険者の健康課題を把握し、保健指導及び疾病の管理状況に応じた治療の理解と行動変容を促すため、生活習慣改善相談・訪問指導事業を活用した支援を行い、生活習慣病の予防や早期発見・重症化予防を目指します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 健康管理支援

横浜市健康診査の受診を促し、健診結果に基づき保健指導を実施します。平成26年度より全区で実施し、平成30年度からは基準年齢(40・45・50・55歳)を撤廃し40~64歳の治療歴のない全ての受給者に対象を広げて積極的受診勧奨者数を増やしています。また、平成30年度から生活保護担当部署に看護職の派遣をモデル区で実施しています。その成果と令和3年1月からの「被保護者健康管理支援事業」の必須事業化を受けて、令和3年度より全区に看護職派遣を拡充し、健診受診勧奨及び保健指導を実施することで生活習慣病の予防対策をさらに進めます。

<事業対象者>

健診受診勧奨対象者：直近1年以内の健診受診歴がなく、生活習慣病の治療を受けておらず、生活状況から受診可能と判断される40~64歳の受給者

2 受療状況改善支援

既に生活習慣病の治療をしており、生活習慣改善が必要な受給者へ保健指導を実施します。平成26年度からモデル区で実施し、その成果を踏まえ、平成29年度より全区展開しています。令和3年1月からの必須事業化に伴い、頻回受診指導を加えるとともに、継続的な保健指導が必要な対象者の増加が見込まれることから支援導入時期を随時とし、保健指導を月1回3か月(最長6か月)とします。

<事業対象者>

20歳以上概ね64歳以下の受給者のうち、生活習慣病(糖尿病、高血圧、脂質異常症等)による治療を受けており、生活習慣の改善が必要な者

【実績の推移・今後見込み】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
健康管理支援 18区	積極的受診勧奨者数	1,476	1,270	1,416	1,582	2,000 ※1
	健診受診者数	503	531	580	363	700(派遣3区:300+15区:400) ※1
	保健指導実数	195	109	303	181	490(派遣3区:240+15区:250) ※2
	保健指導延数	447	326	476	294	700(490名×約1.5回) ※3
受療状況 改善支援	療養ケース	22	196	167	191	179 ※5
	頻回・重複	3	0			20 ※6
	実施区数	3	18	18	18	17

※1 H30実績に基づき、40~64歳の全受給者の約10%として算出。

※2 積極的受診勧奨者(※1)のうち看護職派遣3区(553人)の50%、15区(1673人)の25%が健診受診。

※3 健診受診者(※2)のうち看護職派遣3区の80%、15区の60%が保健指導に導入。

※4 保健指導1人に対して1~2回程度実施。

※5 30年度実績から1区あたり平均10ケースとして算出。

※6 30年度から廃止、R3年度より必須事業化

【 事業費の内訳 】

		R3年度	R2年度	差 引	説 明
1 健康 管理 支援	①健康支援媒体作成費用		90		生活保護受給者健康管理指導教材作成費用等
	②従事者研修会		45		
	③看護職派遣		11,000		健診受診勧奨強化のため派遣の看護職を雇用
2 受療 状況 改善 支援	①旧アルバイト報酬	10,377	14,413	△ 4,036	
	②共済費	93	129	△ 36	
	③訪問旅費	252	324	△ 72	
合 計		56,779	26,101	30,678	

【 事業スケジュール 】

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
健康管理支援	受給者への受診勧奨・保健指導			
受療状況改善支援	対象者決定・支援			

【 事業開始年度 】

平成26年度

【 根拠法令 】

地域保健法、健康増進法
生活保護法（平成26年1月1日施行）

【 根拠とするデータ等 】

国民健康・栄養調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当
	室山 孝子	矢島 陽子	宮本 薫

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

「健康福祉局 保健事業課」

事業名
7款 6項 3目
よこはま健康スタイル推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	○
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	2
28	6

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-3 4
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	374,003	0		78,283		295,720
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	361,513			64,271		297,242
増△減	12,490	0	0	14,012	0	△ 1,522

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	293,402	300,851	328,104	
算市債+一般財源	282,135	294,091	305,895	
決事業費	322,765	340,161	368,130	
算市債+一般財源	302,116	275,970	288,673	

歳出		令和4年度	令和5年度
予事業費	374,003	374,003	
算市債+一般財源	295,720	295,720	

方針の確認/決裁
①(25年11月市長決裁)・無

【事業の目的・必要性】

「よこはま健康スタイル」は健康寿命の延伸を目指し、370万市民が日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを起こし、健康ライフスタイルの浸透を図ることを目的としています。
市民等が健康ライフスタイルを実践するきっかけづくりや継続を後押しする必要があるため、健康づくりや社会参加等に取り組むことで、その活動に応じてポイント等がたまり、たまったポイント等を物品の交換等に活用できる仕組みとして、「よこはまウォーキングポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」、「よこはまシニアボランティアポイント」の3事業を重層的に実施します。

根拠・データ等

- (1) よこはまウォーキングポイント参加登録者数(令和元年度3月末時点)
歩数計：309,607人 アプリ：28,212人(令和2年1月1日現在の18歳以上の市民：約320万人)
※類似の健康ポイント事業については、埼玉県(埼玉県コバトン健康マイレージ)や大阪府(おおさか健活マイレージ スマイル)をはじめ、多くの自治体が行っています。
- (2) よこはま健康スタンプラリー対象事業数、応募者数(第8回(R1.7~12実施)実績)
対象事業数：2,456 応募者数：14,954件

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- (1) よこはまウォーキングポイント(18歳以上の市内在住・在学・在勤の方が対象)
日々の運動習慣づくりをねらいとし、歩数計もしくは歩数計アプリを用いてウォーキングの歩数に応じてポイントがたまる仕組みを、民間事業者と共同で実施します。
- (2) よこはま健康スタンプラリー
こどもから高齢者まで370万市民を対象に、健康意識の醸成と健康づくりの習慣化をねらいとし、健診受診とともに健康づくり事業や様々な活動に参加してスタンプを集めて景品に応募する事業を実施します。
- (3) よこはまシニアボランティアポイント(介護保険事業費会計で実施)

【実績及び今後見込み】

よこはまウォーキングポイント		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
登録者 総数	中期目標	15万人	25万人	30万人	31.5万人	33万人	34.5万人	36万人
	進捗状況	162,092人	232,592人	300,306人	322,352人	337,819人	34.5万人	36万人
	歩数計 登録者数(※) アプリ	66,169人	70,500人	67,714人	5,607人	3,694人	5,000人	5,000人
					16,439人	11,773人	10,000人	10,000人

※27年度～元年度は決算数値(歩数計登録件数・発送ベース、アプリ新規参加登録)、2年度～3年度は新規登録見込数

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
①ウォーキングポイント関連費	347,281	361,022	13,741	アプリシステム利用料の増
②健康スタンプラリー関連費	14,232	12,981	△ 1,251	リーフレット印刷部数の見直しによる減
合計	361,513	374,003	12,490	

【事業スケジュール】

<よこはまウォーキングポイント> 4月～(通年)参加者の継続支援
新規申込受付、抽選実施等
利用者アンケート実施
※3年度末で第2期の事業期間が終了となるため、3年度中に4年度からの2期後の施策実施の準備を進めます。

<よこはま健康スタンプラリー> 第10回実施期間：7月～12月(1月に抽選実施)

【事業開始年度】

平成26年度

【根拠法令】

よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例、同運営要綱
よこはまウォーキングポイント事業実施要綱、同参加要領(歩数計・スマートフォン歩数計アプリ)
よこはま健康スタンプラリー実施要綱

【根拠とするデータ等】

令和元年度横浜市人口動態

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 阿部 響	係長 村山 伸昭	係 前田 智裕
--------------------	------------	-------------	------------

(健康福祉局)

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款6項3目 疾病の重症化予防～啓発から治療までの医療的アプローチ～（よこはま健康アクション事業）

特記事項	
中期計画-3.8の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	8,563	4,256		15		4,292
補助事業 単独事業		補助率 50%				
令和2年度	8,994	4,490		14		4,490
増△減	△431	△234	0	1	0	△198

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	2,437	9,885	8,855
算 市債+一般財源	2,428	9,868	8,844
決 事業費	2,593	6,565	5,829
算 市債+一般財源	2,593	6,565	5,829

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	8,563	8,563
算 市債+一般財源	4,292	4,292

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

<p>【事業の目的・必要性】 糖尿病の重症化を予防し、人工透析の導入を遅らせることにより、QOLの向上と健康寿命の延伸及び医療費の削減を図ります。 なお、この事業は7款8項1目にある疾病対策推進事業及び国保事業と合わせて1つの事業として、よこはま健康アクション事業に位置付けられています。</p> <p>【令和3年度実施内容と期待される効果】 特定健診の結果や個別ニーズ及び地域の傾向等を踏まえ、糖尿病の重症化予防に関するシステムを構築し、糖尿病の合併症発症や人工透析への移行を予防することで、QOLの向上、健康寿命の延伸及び医療費の削減を図ります。</p> <p>■令和3年度の各局課の実施内容</p> <p>【再掲】1 糖尿病性腎症重症化予防事業(保険年金課) (1) 個別保健指導 【目的】横浜市国民健康保険特定健診の結果、特定保健指導に該当せず、検査値が一定基準を満たす糖尿病治療中の者に保健指導を実施し重症化予防に取り組みます。 【実施方法】該当者同意のもとで主治医と連携し、面談・電話等による保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。 (2) 受診勧奨 【目的】横浜市国民健康保険特定健診の結果、特定保健指導に該当せず、検査値が一定基準を満たす糖尿病未治療者等に受診勧奨を行い、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組みます。 【実施方法】該当者に文書及び電話による受診勧奨、保健指導を行います。</p> <p>【再掲】2 医療との連携推進(医療局) (1) 疾病の重症化予防に関する基礎研修の実施 疾病の重症化予防に必要な知識・技術の習得に加え、医療との連携について学ぶことを目的とした研修を行う。 (2) 医療関係団体等との連携推進 糖尿病の重症化予防事業を実施する際に必要な医療関係団体等との連携を図る。</p> <p>3 糖尿病等の重症化予防事業(保健事業課) (1) 目的 KDBデータなどを用いて地区診断を実施し、各区の状況に応じて、健診受診勧奨及び効果的な啓発を行うほか、医師会と連携し、主治医の指示のもと、適切な食・生活習慣等の改善等、治療を補完します。医療連携体制の構築を通じて効果的な事業を実施し、糖尿病等の疾病の重症化を予防します。 (2) 実施方法 ア 生活習慣改善個別相談 次の対象者に対し、生活習慣改善相談・訪問指導等既存事業を活用し、治療の理解と生活習慣改善を促します。(区) (ア) 治療しているにも関わらず疾病の改善状況が思わしくない人 (イ) 生活習慣改善の必要性のある人 (ウ) 国保特定健診受診者のうち、ヘモグロビンA1cが一定基準で相談を希望する者 イ 集団健康教育 特定健診の受診勧奨や、糖尿病発症リスクの高い者に対して集団健康教育等、啓発を行います。また、国保データを用いてヘモグロビンA1cが一定基準の対象者を抽出し、集団で保健指導を実施します。(区) ウ 糖尿病重症化予防のための医療連携 糖尿病の重症化予防において、市民が自ら主体的に糖尿病等の発症予防や治療のために行動できるよう、医療連携ツールを運用します。(局)</p>

【実績及び今後見込み】

糖尿病重症化予防事業	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	累計
実施区	5	18	18	18	18	—
対象者人数 (人)	468	417	460	460	460	2,265

※H29年度より対象者選定基準を変更

糖尿病等の重症化予防・啓発	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
実施区	3	3	18	18	18	18	
糖尿病指導実績 (人)	個別	78	64	314	283	180	180
	集団	—	472	466	231	540	540

事業検証会・研修	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	累計
事業検証会 (回)	2	—	—	—	—	6
研修 (回)	1	2	2	2	2	9

※検証会は終了

重症化予防医療連携 検討会 (回)	R元年度	R2年度	R3年度
	—	3	1

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差額	説明
(参考：保険年金課) 糖尿病性腎症重症化予防事業	57,792	36,043	21,749	個別保健指導プログラム委託費、受診勧奨のための専門職派遣等
(参考：医療局) 疾病の重症化予防事業	3,442	3,064	378	診診及び病診の医療連携を構築するための検討会開催と連携スキームの構築等
(保健事業課) 糖尿病等の重症化予防・啓発、医療連携検討会	8,563	8,994	△ 431	区福祉保健課での生活習慣改善相談及び集団健康教育の実施等

【事業スケジュール】

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国保	個別保健指導	前年度特定健診者の継続分		今年度特定健診者の新規分	
		終了者フォロー		終了者フォロー	
	受診勧奨	受診勧奨			
医療局	疾病の重症化予防基礎研修		研修	研修	
	医療機関団体等との連携推進	医療機関との連携推進			
保健事業課	糖尿病等の重症化予防・啓発	事業実施			
	職員研修		職員研修		職員研修
	医療連携				

【事業開始年度】

平成26年度

【根拠法令】

高齢者の医療の確保に関する法律

【根拠とするデータ等】

横浜市健康に関する市民意識調査、KDBデータ、衛生研究所に依頼した疾病の重症化予防事業の評価分析結果など

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	室山 孝子	矢島 陽子	佐藤 里恵

(健康福祉局)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目 受動喫煙防止対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-3 5
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	23,746	7,064		23		16,659
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	42,660	21,329		17		21,314
増△減	△ 18,914	△ 14,265	0	6	0	△ 4,655

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費			31,968
算 市債+一般財源			15,982
決 事業費			17,610
算 市債+一般財源			1,628

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	26,100	26,100
算 市債+一般財源	19,013	19,013

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

望まない受動喫煙をなくすことを目的とした健康増進法(以下「法」)の改正により、平成31年1月から受動喫煙防止のための措置を推進するように努めるといった国及び地方公共団体の責務が規定されたほか、次いで令和元年7月から学校や病院、行政機関等の庁舎等は「第一種施設」として原則敷地内禁煙とされ、令和2年4月からは、それ以外のほぼ全ての施設が「第二種施設」として原則屋内禁煙とされました。

令和3年度は、法に定められた事務を適切に執行し、ルールが順守される環境づくりに努めるとともに、引き続き積極的な周知啓発活動を行い、受動喫煙防止のための取組を推進します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 法の運用

専門家のバックアップの元、職員等による積極的な巡回を行い、法に定められたルールが順守される環境づくりに努めるとともに、受動喫煙対策の実態調査を行い、効果的な指導等について検討します。

(1) 体制整備

建築や技術の専門家とアドバイザー契約を締結し、法に基づく指導や調査にあたり、連携して取組みます。

(2) 法対応状況の確認及び指導

市内飲食店に対し、標識の掲示状況の確認及び巡回指導を行います。

(3) 受動喫煙対策状況調査

3年に1回実施している市内施設の受動喫煙対策状況に関するアンケート調査を行い、指導等の方向性を検討します。

2 受動喫煙防止に関する周知啓発

法の趣旨や内容について広く周知を行い、本市における受動喫煙防止についての意識啓発に努めます。

(1) 啓発キャンペーンの実施

世界禁煙週間等に合わせ、法の趣旨等を伝える交通広告を実施し、受動喫煙防止に係る周知啓発を行います。

(2) 広報資材を活用した周知啓発

広報チラシ等を活用した現地啓発を行い、喫煙時の配慮義務等について積極的に周知します。

また、子どもの受動喫煙防止のための掲示物等を作成するとともに、それらを活用し、子どもや患者等が多く利用する民間施設に取組を依頼します。

【実績の推移・今後見込み】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コールセンター問合せ件数	2,652件	2,000件	事業終了		
標識調査件数	0	6,110件	4,600件	4,600件	4,600件
喫煙時の配慮義務に関する現地啓発	0	20件	54件	54件	54件
巡回現地啓発件数	0	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件
違反等通報件数	10件	600件	600件	600件	600件

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
1 法の運用	19,130	12,178	△ 8,158	
(1) 体制整備				コールセンター事業終了による減
(2) 法対応状況の確認及び指導	13,055	12,058	997	会計年度任用職員雇用による増
(3) 受動喫煙対策状況調査				施設調査実施による増(3年に1回実施)
(4) その他(既存特定飲食施設届出事務)	75	120	△ 45	既存特定飲食施設届出事務縮小による減
2 受動喫煙防止に関する周知啓発	4,616	15,372	△ 10,756	
(1) 啓発キャンペーンの実施	3,398	12,034	△ 8,636	広告事業縮小による減
(2) 広報資材を活用した周知啓発	1,218	3,338	△ 2,120	事業縮小による減
合計	23,746	27,550	△ 3,804	

【事業スケジュール】

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
1 法の運用	技術アドバイザー			
	標識状況調査	施設調査（受動喫煙対策状況）		
	通報対応・巡回指導			
2 受動喫煙防止に関する周知啓発	啓発キャンペーン		啓発キャンペーン	
	民間施設への協力依頼			
	啓発媒体の作成・配布			

【事業開始年度】

令和元年度

【根拠法令】

健康増進法

【根拠とするデータ等】

横浜市健康に関する市民意識調査(H28)

横浜市eアンケート(H29,R1)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当
	阿部 響	和泉 大	望月 ちひろ

(健康福祉 局 -)